

きははいや西予！バスツアー助成事業実施要項

1 西予市観光物産協会は、本市の観光資源の活用、バス事業者の支援と市外からの誘客を図るため、旅行業者が企画するバスツアーの経費の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象期間 令和4年4月11日～令和5年2月28日

3 助成対象者 旅行業法の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者。

4 助成要件

- (1) 西予市内で観光施設、飲食店を2ヶ所以上企画に組み込むこと。
- (2) 参加者は、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、山口県、大分県在住者であること。
※令和4年4月11日時点
- (3) 参加者が1団体12名以上(実績ベース)であること。
※乗務員・添乗員等は、参加人数から除くこと。
- (4) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(日本旅行業協会及び全国旅行業協会作成)を厳守のこと。
- (5) 「学校行事として実施する旅行」「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。
- (6) 企画内容は事前に西予市観光物産協会と協議し、出発日、料金等を相談すること。

5 助成対象経費及び助成金

- (1) 助成対象経費 バス借用費
- (2) 助成額 バス1台あたり20,000円
- (3) 加算額

ア	ジオサイト等またはジオミュージアムを観光する場合	10,000円
イ	愛媛県外を出発する場合	20,000円
ウ	西予市内で宿泊する場合	30,000円
エ	西予市内に本社があるバス事業者を利用した場合	30,000円

※加算額はバス1台あたり。ア、イ、ウ、エ は併用可

(4) 助成例

- ① <県外事業者の助成最大事例>
県外を出発し(イ)、西予市内で宿泊し(ウ)、ミュージアムを目的地とする(ア)。
- ② <県外事業者の一般想定事例>
県外を出発(イ)し、西予市内で宿泊する(ウ)。
- ③ <県内事業者の助成最大事例>
西予市外を出発し、西予市内で宿泊し(ウ)、ジオサイトを目的地とし(ア)、市内事業者のバスを利用する(エ)。
- ④ 県内事業者の一般想定事例
西予市外を出発し、ジオサイト及び市内事業者のバスを利用する。

ジオサイト等とは、四国西予ジオパーク推進協議会の指定するジオサイト、みどころ、ビューポイントを言います。詳細は四国西予ジオパークホームページをご覧ください。
<http://seiy-geo.jp/c/geopoint/>

	基本助成 20,000 円	ジオ関連 10,000 円	県外出発 20,000 円	西予泊 30,000 円	市内バス 30,000 円	助成額
①	●	●	●	●	-	80,000 円
②	●	-	●	●	-	70,000 円
③	●	●	-	●	●	90,000 円
④	●	●	-	-	●	60,000 円

6 助成限度額 1商品あたり：300,000 円 1事業所あたり：500,000 円
※バス借用費以内とします。

7 補助対象台数

申請受付順で、補助額が当事業の予算に達した時点で終了する。

8 申請

助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書(様式第1号)を会長へ提出すること。申請の受付は令和5年1月31日までとする。

9 助成金の交付決定

提出のあった申請書の内容等を審査して、予算の範囲内で補助金の交付の適否を決定し、交付決定書(様式第3号)により通知する。

10 中止等の連絡

交付決定を受けた後、中止又は要件を満たさなくなった場合は、速やかに中止等報告書(様式第2号)を提出する。

11 提出書類

旅行商品の催行後、15日以内に提出すること。催行本数が複数の場合は最終催行日からの期限とする。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 請求書(様式第5号)

12 交付決定の取消

会長は、申請書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) ツアー催行予定日、西予市、またはツアーの出発日が緊急事態宣言の実施地域又は、まん延防止等重点措置等に指定されたとき。
- (3) その他会長が不適切と認める事情が生じたとき。

13 申請先及び問合せ先 一般社団法人 西予市観光物産協会

住所 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 297 番地
TEL 0894-62-6437 FAX 0894-89-5001